

(第38号議案資料)

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例の目的

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の、補償範囲、金額及び支給方法などの必要事項を定めることを目的としている。

2 改正理由

東京都の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年東京都条例第121号）の施行を踏まえ、補償基礎額について改正するものである。なお、補償基礎額は地域手当を含む月額給与を基に算出されている。

3 改正内容

休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の改定（条例第3条別表関係）

① 経験年数5年未満の場合

・学校薬剤師	5, 670円	→	5, 664円
--------	---------	---	---------

② 経験年数5年以上10年未満の場合

・学校医及び学校歯科医	8, 620円	→	8, 600円
-------------	---------	---	---------

・学校薬剤師	6, 573円	→	6, 564円
--------	---------	---	---------

③ 経験年数10年以上15年未満の場合

・学校医及び学校歯科医	11, 446円	→	11, 420円
-------------	----------	---	----------

・学校薬剤師	8, 016円	→	8, 001円
--------	---------	---	---------

④ 経験年数15年以上20年未満の場合

・学校医及び学校歯科医	12, 986円	→	12, 960円
-------------	----------	---	----------

・学校薬剤師	9, 671円	→	9, 650円
--------	---------	---	---------

⑤ 経験年数20年以上25年未満の場合

・学校医及び学校歯科医	15, 087円	→	15, 500円
-------------	----------	---	----------

・学校薬剤師	10, 868円	→	10, 845円
--------	----------	---	----------

⑥ 経験年数25年以上の場合

・学校医及び学校歯科医	16, 090円	→	16, 529円
-------------	----------	---	----------

・学校薬剤師	12, 042円	→	12, 016円
--------	----------	---	----------

4 実施時期

公布日から施行する。

中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

改正案	現 行					
第 1 条～第 2 9 条 （略）	第 1 条～第 2 9 条 （略）					
附 則 （略）	附 則 （略）					
別表（第 3 条関係）	別表（第 3 条関係）					
補償基礎額表	補償基礎額表					
医師、歯科 医 師 又 は 薬 剤 師 と し て の 経 験 年 数	5 年未満	5 年 以 上 10 年未満	10 年 以 上 15 年未満	15 年 以 上 20 年未満	20 年 以 上 25 年未満	25 年 以 上
学校医 及 び 学 校 歯 科 医 の 補 償 基 礎 額	6, 877 円	<u>8, 600 円</u>	<u>11, 420 円</u>	<u>12, 960 円</u>	<u>15, 500 円</u>	<u>16, 529 円</u>
学校薬剤 師 の 補 償 基 礎 額	<u>5, 664 円</u>	<u>6, 564 円</u>	<u>8, 001 円</u>	<u>9, 650 円</u>	<u>10, 845 円</u>	<u>12, 016 円</u>
備考 （略）	備考 （略）					
附 則 （施行期日）						
1 この条例は、公布の日から施行する。						
（経過措置）						
2 この条例による改正後の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学 校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表（経験年数						

が２０年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、平成２５年１２月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３ 新条例別表（経験年数が２０年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４ 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表（経験年数が２０年以上である学校医及び学校歯科医の補償基礎額に係る部分に限る。以下同じ。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。